

腎臓病関係

事項	担当	平成 31 年度当初予算の措置状況等
<p>1 広域で大災害が発生した時の透析患者の安全確保と透析ができるような環境支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害マニュアルに透析患者の支援について記載 ・通院困難な人の透析施設までの移送 ・透析施設への給水・電力の供給 	<p>防災局災害対策課</p> <p>健康福祉部保健医療局医務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県避難所運営マニュアル」において、避難所生活で配慮が必要な人への対応方法を記載している。 ・あらかじめ定めている人工透析患者の転院搬送や広域避難が実施できない場合に備え、愛知県バス協会、愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会と協定を締結している。（締結日：平成 29 年 3 月 17 日） ・平成 28 年度 2 月に策定した「愛知県医療救護活動計画」に災害時要配慮者対策として、人工透析患者に関して記載している。 ・平成 26 年 12 月に県が策定した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」において、医療が必要な要配慮者の移送手段の確保は、市町村の役割と位置付けられ、県は広域調整・市町村支援が役割となっている。市町村を通じて県災害医療調整本部（健康福祉部設置）に移送手段の要請があった場合は、速やかに防災局が設置・運営する災害対策本部に要請し、その確保に努めていく。 ・災害時には、県災害医療調整本部内に、透析医療提供体制を統括し、調整する業務を行う透析リエゾンを置き、透析施設への給水・電力の供給など透析患者の安全確保に努めていく。